

# VIII その他

## 1 過誤納金還付金(歳出還付)

単位:件,円

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税	3,293	162,622,600	3,066	198,781,800	3,189	267,565,067
個人	2,503	76,907,000	2,271	124,838,300	2,283	85,797,828
普徴	678	26,096,500	624	69,089,400	631	26,300,628
給与特徴	1,497	43,734,100	1,301	47,904,900	1,287	51,333,600
年金特徴	328	7,076,400	346	7,844,000	365	8,163,600
法人	790	85,715,600	795	73,943,500	906	181,767,239
配当割・株式等譲渡取得割	1,159	41,809,021	987	55,523,184	1,023	32,522,834
固定資産税都市計画税	415	15,538,200	295	9,170,300	327	13,419,000
軽自動車税	33	178,000	46	389,100	31	232,900
たばこ税	1	774	0	0	0	0
事業所税	9	351,200	10	4,704,300	9	2,038,800
計	4,910	220,499,795	4,404	268,568,684	4,579	315,778,601

※個人市民税には県民税を含みます。  
 ※還付金には延滞金額を含んでいません。

## 2 過誤納金還付加算金

単位:件,円

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税	142	572,600	142	602,100	146	1,148,600
個人	28	76,200	45	154,900	15	33,000
普徴	6	9,800	21	98,900	3	4,500
給与特徴	14	52,600	16	36,900	10	21,500
年金特徴	8	13,800	8	19,100	2	7,000
法人	114	496,400	97	447,200	131	1,115,600
配当割・株式等譲渡取得割	0	0	0	0	0	0
固定資産税都市計画税	91	438,000	39	172,600	37	199,800
軽自動車税	0	0	0	0	0	0
事業所税	0	0	0	0	2	12,300
計	233	1,010,600	181	774,700	185	1,360,700

※個人市民税には県民税を含みます。  
 ※還付加算金には延滞金を含んでいません。

### 3 還付未済額

単位:円

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		現年		
市 民 税	現年	4,210,423	3,773,356	5,306,862
	繰越	251,249	228,544	191,959
	計	4,461,672	4,001,900	5,498,821
個 人	現年	4,045,323	3,680,856	4,816,862
	繰越	201,249	203,705	191,959
	計	4,246,572	3,884,561	5,008,821
法 人	現年	165,100	92,500	490,000
	繰越	50,000	24,839	0
	計	215,100	117,339	490,000
固 定 資 産 税	現年	1,047,466	1,443,667	1,271,868
	繰越	115,010	85,381	564,304
	計	1,162,476	1,529,048	1,836,172
軽 自 動 車 税	現年	75,800	69,600	157,600
	繰越	0	19,000	6,000
	計	75,800	88,600	163,600
特 別 土 地 保 有 税	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	計	0	0	0
市 た ば こ 税	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	計	0	0	0
事 業 所 税	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	計	0	0	0
都 市 計 画 税	現年	247,834	343,333	266,332
	繰越	27,790	20,619	135,696
	計	275,624	363,952	402,028
合 計	現年	5,581,523	5,629,956	7,002,662
	繰越	394,049	353,544	897,959
	計	5,975,572	5,983,500	7,900,621

## 4 徴税費調

単位:千円,人,%

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入額	市	税 (A)	69,057,914	71,074,213	72,098,313
	県	民 税	19,552,066	20,075,061	20,513,826
		計 (B)	88,609,980	91,149,274	92,612,139
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	419,251	406,688	414,226
		諸 手 当	281,692	267,851	279,826
		(1)超過勤務手当	47,500	38,664	43,271
		(2)税務特別手当	206	193	211
		(3)その他の手当	233,986	228,994	236,344
		そ の 他	17,915	23,997	24,285
		計 (C)	718,858	698,536	718,337
	需 用 費	旅 費	1,016	1,123	1,146
		賃 金	0	0	0
		そ の 他	519,417	519,907	523,715
		計	520,433	521,030	524,861
		報 奨 金 等	5	7	6
		そ の 他	871,586	979,627	1,269,538
		合 計 (D)	2,110,882	2,199,200	2,512,742
県 民 税 徴 収 取 扱 費 (E)			721,268	755,057	740,604
(D) - (E) (F)			1,389,614	1,444,143	1,772,138
税 収 入 額 に 対 す る (D)/(B)			2.38	2.41	2.71
徴 税 費 の 割 合 (F)/(A)			2.01	2.03	2.46
徴 税 職 員 数 (G)			133	136	135
職 員 一 人 当 り の 人 件 費 (C)/(G)			5,405	5,136	5,321

## 5 令和6年度市税の税率

市	個人	均等割	3,000円（令和6年4月1日～）				
		所得割	一律6%（平成19年4月1日～）				
民	法	均等割 (標準税率)	資本金等の額	柏市従業者数	税率(年額)		
			公益法人等, 人格のない社団等その他市税条例に規定するもの			5万円	
			1,000万円以下	50人以下	12万円		
				50人超	13万円		
			1,000万円超 1億円以下	50人以下	15万円		
				50人超	16万円		
			1億円超 10億円以下	50人以下	40万円		
				50人超	41万円		
			10億円超 50億円以下	50人以下	175万円		
				50人超	41万円		
	50億円超	50人以下	300万円				
		50人超					
	税	人	法人税割 (超過税率)	資本金等の額	課税標準額 (分割法人においては 分割前の法人税額)	税率	
				1億円未満の法人	年500万円未満	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度
					年500万円以上	6.00%	9.70%
				1億円以上5億円未満の法人		7.20%	10.90%
				5億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社	課税標準額 による違いなし	8.40%	12.10%
固定資産税		税率	1.40%				
都市計画税		税率	0.30%				
市たばこ税		一級品 旧3級品	(現行) 1,000本につき6,552円				
事業所税		資産割	600円(課税標準となる事業所床面積1平方メートル当たり)				
		従業者割	0.25%				

軽自動車税	種別割	原動機付自転車	50 c c 以下		2,000円			
			90 c c 以下		2,000円			
			125 c c 以下		2,400円			
			ミ ニ カ ー		3,700円			
		軽自動車	二 輪		3,600円			
			三 輪			※1旧税率	※2新税率	※3重課税率
						3,100円	3,900円	4,600円
			四 輪	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
					自家用	7,200円	10,800円	12,900円
				貨 物 用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
					自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		雪 上 車		3,600円				
		小型特殊自動車	農 耕 用		2,400円			
			そ の 他		5,900円			
二輪の小型自動車		6,000円						
環境性能割		軽自動車税の取得価格に、燃費基準達成度等に応じて決定される税率(非課税, 0.5パーセント, 1パーセント, 2パーセントのいずれか)を乗じた額						

※1 新車新規登録(初度検査)年月が平成27年3月までの車両に適用されます。

※2 初度検査年月が平成27年4月以降の車両に適用されます。

※3 初度検査から13年を経過した車両に適用されます(電気自動車等は除く。)

### グリーン化特例(軽課)

平成29年度税制改正により、一定の環境性能を有する軽四輪等(三輪以上の軽自動車)について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)が延長されました。

令和6年度分は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新規登録した車両が軽減されます。

軽自動車税(種別割)	車 両 区 分		新標準税額	電気自動車 天然ガス自動車	【乗用】 令和12年度燃費基準90%達成車	【乗用】 令和12年度燃費基準70%達成車	
	三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
	四 輪	乗 用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	10,800円	2,700円	-	-
		貨 物 用	営業用	3,800円	1,000円	-	-
			自家用	5,000円	1,300円	-	-

## 6 令和6年度税務事務分掌

課 名	担 当	分掌事務
債権管理課	債権管理担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 未収債権の管理及び処分の総括に関する事(未収債権に係る訴訟に関する事を含む。)</li> <li>2 未収債権に係る調査及び総合調整に関する事。</li> <li>3 未収債権の徴収及び滞納整理に係る調整に関する事。</li> <li>4 未収債権(市長が別に指定したものに限る。)の徴収及び滞納整理に関する事。</li> </ol>
収納課	総務担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 税務の調整に関する事。</li> <li>2 納税思想の啓発に関する事。</li> <li>3 税務関係の報告の総括に関する事。</li> <li>4 固定資産評価審査委員会に関する事。</li> </ol>
	収納管理担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>5 市税(国民健康保険税を含む。以下この表において同じ。)の調定に関する事。</li> <li>6 市税, 県民税及び森林環境税(以下この表において「市税等」という。)の収納に関する事。</li> <li>7 市税等の督促状に関する事。</li> <li>8 市税及び県民税の過誤納金の充当(森林環境税にあつては, 過誤納金の委託納付)並びに市税等の還付に関する事。</li> <li>9 県民税及び森林環境税に係る徴収金の徴収受託事務に関する事。</li> <li>10 市税等の口座振替に関する事。</li> <li>11 納税証明(滞納処分の証明を含む。)</li> </ol>
	滞納整理担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>12 納税促進センターに関する事。</li> <li>13 市税等の催告, 財産調査及び滞納処分に関する事。</li> <li>14 差押財産の公売に関する事。</li> <li>15 市税の不納欠損に関する事。</li> </ol>

課名	担当	分掌事務
市民税課	諸税担当	1 税制の調査研究に関すること。 2 税務の予算及び決算の総括に関すること。 3 税務関係資料の収集及び統計調査に関すること。 4 公簿の閲覧及び証明に関すること。 5 ふるさと寄附金に関すること。(ワンストップ特例及び寄附金の窓口納付に関することに限る。) 6 法人市民税の賦課に関すること。 7 軽自動車税の賦課に関すること。 8 市たばこ税の賦課に関すること。 9 事業所税の賦課に関すること。 10 入湯税の賦課に関すること。 11 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識に関すること。
	普通徴収担当	12 個人市県民税及び森林環境税(特別徴収に関するものを除く。)の賦課に関すること。
	特別徴収担当	13 個人市県民税及び森林環境税(普通徴収に関するものを除く。)の賦課に関すること。
資産税課	賦課管理担当	1 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 2 償却資産の調査及び評価並びに固定資産税の賦課に関すること。 3 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 5 固定資産評価員の庶務に関すること。 6 公簿の閲覧及び証明に関すること。 7 特別土地保有税の調査及び賦課に関すること。
	土地担当	8 土地の調査及び評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 9 土地使用図の修正整備に関すること。
	家屋担当	10 家屋の調査及び評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
沼南支所	市税担当	1 税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)の証明に関すること。 2 税の収納に関すること。 3 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。 4 個人市民税及び法人市民税の申告等の受付に関すること。 5 固定資産税及び都市計画税の申告等の受付に関すること。

※課の庶務は、各課の筆頭担当が分掌する。

7 令和6年度税務職員数

単位:人

機構		区分	部長	次長	課長	副参事	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	計
財政部 (部長1人)	債権管理課 (6人)	職員数			1		1	1	2		1		6
		債権管理担当					1	1	2		1		5
	収納課 (35人)	職員数			1	1	1	9		4	13	6	35
		総務担当						1		1	5	2	9
		収納管理担当						4			2	1	7
		滞納整理担当						4		3	6	3	16
	市民税課 (42人)	職員数		1		1	1	7	4	7	14	7	42
		諸税担当						2	1	2	5		10
		普通徴収担当						3	2	2	3	5	15
		特別徴収担当						2	1	3	6	2	14
	資産税課 (38人)	職員数			1		2	3	5	6	13	8	38
		賦課管理担当						1	1	4	5	2	13
		土地担当							2		4	3	9
		家屋担当						2	2	2	4	3	13
	小計 (122人)			1	1	3	2	5	20	11	17	41	21
沼南支所	市税担当(6人)			1	1		1		3			6	
税務担当職員総数 (128人)			1	1	4	3	5	21	11	20	41	21	128

※令和6年4月1日時点の数値です。  
 ※統計方法が異なるため、徴税费調とは数値が異なります。  
 ※再任用職員(フルタイム・短時間勤務)を含みます。